

	該当箇所	意見の概要
98	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	京都メカニズムクレジットを温対法の電気事業者別CO2排出係数に反映して、その数字を一般のCO2排出量算定に広く活用して、省エネ等を促していくことが重要である。
99	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	より情報が公表される方向で、現行制度の改正を行うべきである。
100	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	現在主眼のおかれている排出量という静的状況の把握に加え、排出削減効果の評価という動的側面の把握も加味し、排出削減への取組を総合的・全体的に把握・公表・評価していくことが重要である。
101	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	温対法の様式第2の排出削減に関する実施措置内容の円滑な公表・可視化のための措置をすべき。
102	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し） ＜民生（業務・家庭）部門関連＞（複数の建物からなる街区レベルや地区レベルでの面的な対策）	エネルギーの面的利用は未だ十分に認知されていないため、モデル的な事例とともに面的利用の重要性や効果を広くPRする必要がある。 また、エネルギーマネジメントを行うコーディネーターの役割が重要。これらの推進にあたり、国や地方自治体の支援をお願いしたい。
103	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し） ＜民生（業務・家庭）部門関連＞（複数の建物からなる街区レベルや地区レベルでの面的な対策）	「地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会報告書」（環境省）における記載と整合性を取るため、14ページ以下を記述すべき。 「また、緑の容積率等の指標による定量評価の仕組みや税による消費者の選好誘導等の施策を通じた魅力的な環境街区の設計、モデル的な街区の構築、ストック化を進める必要がある。」
104	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	各自治体は、改正「まちづくり3法」の趣旨を活かし、郊外開発抑制および中心市街地活性化を図ること、また、都道府県及び国は、そうした自治体を支援し、まちづくりの必要性を国民各層に浸透させることが不可欠。
105	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	都内でバイパス道路一本作れないことを踏まえると、殆ど実現不可能な対策ではないか。
106	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	京都議定書の目標達成だけでなく、中長期的な温暖化対策を推進するためには、これまでの対策を着実に実行することに加え、複数建築物間や街区間等におけるエネルギー面的利用など革新的な追加対策の導入が必要である。 特に、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの積極的に推進すべきである。
107	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	「地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会報告書」（環境省）において、地球温暖化対策の観点からのまちづくりに向けた指針として、自然資本の組み込み示されており、整合性を取る必要があるため、下線部分を挿入すべきである。 「…促進するとともに、地域の水、緑、風、太陽といった自然資本と共存しながら、様々な都市機能が集約し…」
108	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	景観緑三法の付帯決議にあるとおり、緑の質にも配慮する必要がある。下線部分を挿入すべきである。 「…建物の地域の在来種による緑化を進める…」
109	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	排出量削減の実効ある事前措置に結び付けるために地域の温暖化対策へ戦略的環境アセスメントを導入するべきである。「…環境改善の観点から、事業者、民間団体、国地方自治体等が連携して施策を立案し、…」を追記すべき。
110	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	地域の温暖化対策として地域自立型再生可能エネルギーの普及を図るべきである。「…効率的利用、風力・バイオマス等の再生可能エネルギー等の地域自立型エネルギーの導入…」を追記すべき。
111	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	地区レベルでエネルギー供給インフラを整備し、エネルギーの面的利用を行うことについて、国や地方自治体による積極的に推進すべきである。
112	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（都市構造・地域構造の見直し）	道路建設の抑制や、交通政策の抜本的見直しを求めるべきである。
113	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）	地方自治体の温暖化政策としては、国の政策との重複を避けつつ、国の施策のみでカバーすることが困難な業務・家庭部門の取り組み等、地域に根ざした実効ある取り組みが実施されるよう、国と地方自治体の施策の連携を図るべき。

	該当箇所	意見の概要
114	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）	地方公共団体においては、地域の自然的社会的条件に応じ、排出削減のためのインセンティブの創出、あるいはベスト・プラクティスを提示するなど、特に昼間住民(在勤者・在学者)を含めた地域住民の自主的な取組みを促進するための施策を講じるべき。
115	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）	地方公共団体においても、ドイツの公立学校で実施されている省エネ・光熱水費節減還元プログラム「フィフティ・フィフティ」などの普及促進を図るなど、先進的な取り組みを活用していくべき。
116	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）	地球温暖化防止活動推進員については、更なる活用を図るとともに、評価できる人材を活用すべき。
117	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）、(国民運動)	審議会の中で、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の活動等については、現状分析や評価の対象になっていなかったため、法律及び京都議定書目標達成計画の記載事項に照らして現状を評価し、課題と改善方策を早急に検討すべきである。
118	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）、(国民運動)	都道府県地球温暖化防止活動推進センター等、法律で位置付けられた地域の取組主体の担うべき役割や連携の方法、支援のあり方を具体化、明確化することで、地域の取組を早急に強化する必要性について記述すべきである。
119	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）、(国民運動)	地域の取組の推進にあたっては、市民、企業、行政働きかけ、取組を総合的に推進するコーディネーター役が最も必要とされており、都道府県地球温暖化対策推進センターにその役割が期待されているが、この役割を果たしていくためには、情報収集、発信、相談、助言、調査研究などの基盤的機能を現在よりも大幅に拡充・強化することが必要であることを記述すべきである。
120	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）、(国民運動)	普及啓発活動、環境教育、人材育成などの事業は、成果が現れるまでに長い時間を要するものであることから、より長期的な視点に基づき継続的に実施していく必要があることを記述すべき。
121	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）、(国民運動)	現在の国民運動は、全国・都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等の普及啓発の担い手との役割分担が不明確である。国民運動と地域の取組主体が効果的に連携・協働する必要性について記述すべき。
122	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）、(国民運動)	地球温暖化防止に係る環境教育の拡充の必要性について記述すべき。
123	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）	地方公共団体の率先実行計画の策定・公表の義務づけを図るべきであるため、「…地方公共団体については、削減目標を設定した実行計画を策定、実施し、その成果を地域住民に公表すべきである。また、…」と記載すべきである。
124	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）	地球温暖化防止活動推進員と地域協議会との協働を図るため、「…地球温暖化防止活動推進員の更なる活用、地域協議会との協働活動の促進や同協議会活動への必要な支援…」を追記すべきである。
125	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）	市町村の対策取組実態を調査し、評価・見直しの対象項目として追加すべきである。
126	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（地域の取組の強化）、(都市構造・地域構造の見直し)、(交通流体策・公共交通機関の利用促進等)など	地方自治体の記述が乏しく、不十分である。地方自治体が創意工夫のある対策・施策が行えるよう、必要な権限委譲を行うべきである。特に、交通や都市計画(まちづくり)の分野においては、地方自治体の役割が重要である。同時に必要な財源の委譲も求められる。
127	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞（住宅・建築物の省エネ性能向上及び評価・表示の充実）	既築分野は、対策が進んでおらず今後追加的に対策を講じる必要があるため、「既築分野の省エネ対策」について項目だてをする必要がある。既築対策を推進するため、需要家が省エネルギー診断を受けやすい環境の整備など、対策が促進されるようなインセンティブを与える制度を検討すべき。
128	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞（住宅・建築物の省エネ性能向上及び評価・表示の充実）	住宅・建築物の省エネ評価手法については、実使用実態に即した評価手法の開発をお願いしたい。
129	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞（住宅・建築物の省エネ性能向上及び評価・表示の充実）	住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実に関して、一定の規制は必要であるが、税制優遇措置など、省エネ、CO2削減のインセンティブ措置を適切に講じていくことに政策のウェイトを置くべき。